

第12節 屋外貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準

屋外貯蔵所の基準は、危険物令第16条の規定によるほか、次のとおりとする。

なお、危険物をタンクコンテナに収納して貯蔵する場合にあっては、第3章第40「危険物をタンクコンテナに収納して屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所に貯蔵する場合の運用」、ドライコンテナに収納して貯蔵する場合にあっては、第3章第48「ドライコンテナによる危険物の貯蔵」によること。

また、屋外貯蔵所において危険物以外の物品を貯蔵する場合にあっては、危険物規則第38条の4の規定によるほか、「屋内貯蔵所等における危険物以外の物品の貯蔵に係る運用基準について」（平成10年3月16日消防危第26号）によること。

1 保安距離（危険物令第16条第1項第1号）

保安距離については、第4節「製造所の位置、構造及び設備の技術上の基準」1の例によること。

2 貯蔵場所（危険物令第16条第1項第2号）

貯蔵場所については、危険物令第16条第1項第2号の規定によるほか、次のとおりとする。

(1) 貯蔵場所は、滞水しないように周囲の地盤面より高くすること。

(2) 貯蔵場所は、コンクリートその他これと同等以上の性能を有するもので舗装するよう指導する。

3 さく等（危険物令第16条第1項第3号）

危険物令第16条第1項第3号に規定する「さく等」については、次のとおり指導する。

(1) さく等は、高さ0.5メートル以上とし、不燃材料で造ること。

(2) さく等の周囲には、第4節「製造所の位置、構造及び設備の技術上の基準」5の例により排水溝、ためます又は油分離装置を設けること。

4 保有空地（危険物令第16条第1項第4号）

保有空地については、危険物令第16条第1項第4号の規定によるほか、第4節「製造所の位置、構造及び設備の技術上の基準」2の例によること。

5 標識及び掲示板（危険物令第16条第1項第5号）

標識及び掲示板については、第4節「製造所の位置、構造及び設備の技術上の基準」3の例によること。

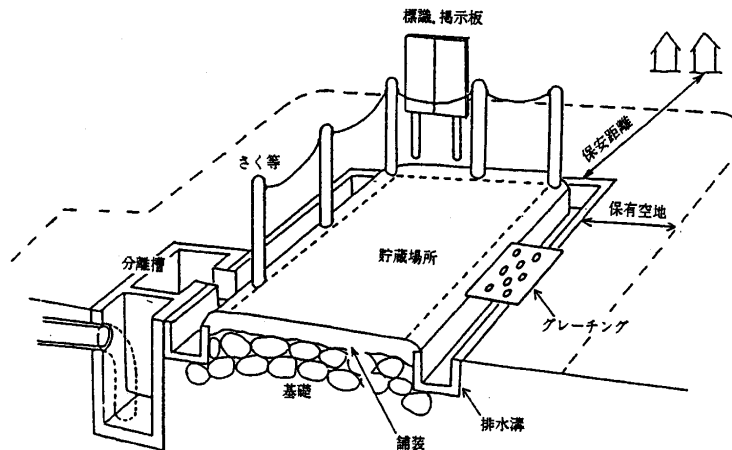


図 2-12-1 屋外貯蔵所の例

6 架台（危険物令第16条第1項第6号）

危険物令第16条第1項第6号に規定する「架台」については、危険物規則第24条の10の規定によるほか、次によること。

- (1) 架台は、建築基準法第2条に規定する「建築物」に該当しない構造のものであること。
- (2) 架台高さは、その最上段に貯蔵する容器の頂部が6メートル未満となるようにすること。
- (3) その他の基準については、第6節「屋内貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準」9の例によること。

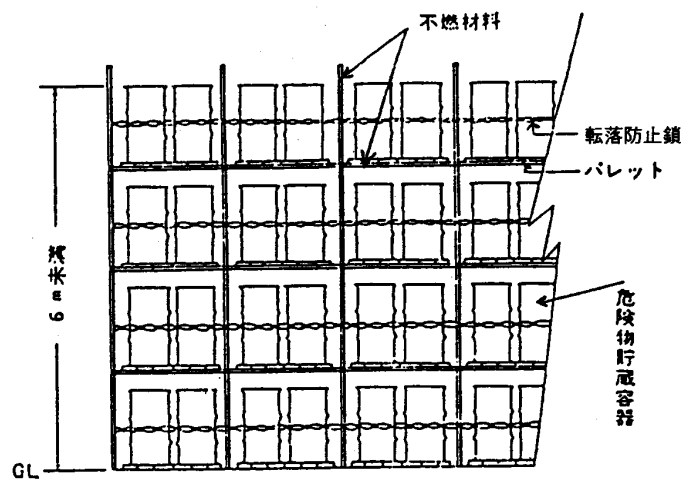


図 2-12-2 架台の例

7 塊状の硫黄等のみの屋外貯蔵所（危険物令第16条第2項）

危険物令第16条第1項第3号の適用については、原則として囲いは同号の「さく等」に含まれるものではないが、囲いの相互間のうち硫黄等を貯蔵し、又は取り扱う場所の外縁部分にさく等を設ければ足りる。（昭和54年7月30日消防危第80号）